

奈良工業高等専門学校その他大学等における修得単位認定に関する規程

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校学則（昭和39年4月1日制定）第13条及び第14条の規定に基づき、奈良工業高等専門学校における大学、他高専等における履修（以下「特別学修」という。）に関わる単位（以下「特別学修単位」という。）の認定について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 次の各号に掲げる学修の全部または一部を単位認定の対象とすることができる。

- 一 大学又は短期大学における学修
- 二 他の高等専門学校における学修
- 三 その他教務委員会において教育上特に有益と認める学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって前条の各号について学修しようとする学生は、事前に所属学科主任を経て、特別学修履修願（別記様式第1号）に関係書類を添えて教務主事に届出するものとする。

(申請手続)

第4条 特別学修単位の認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学年末試験成績処理のために指定する期日までに、特別学修単位に係る単位認定申請書（別記様式第2号）に成績証明書その他関係書類を添えて教務主事に提出するものとする。

(単位認定)

第5条 前条の申請があったときは、教務委員会で審議するものとする。

- 2 教務委員会は、審議に当たって必要に応じ申請者に対して試問を行い、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(評語及び認定単位の取扱い)

第6条 単位認定された授業科目の評語は「認定」とする。

- 2 単位認定された授業科目は、原則、学則第12条に定める全課程の修了の認定に必要な単位数に含めないものとする。
- 3 成績原簿への登記並びに部外への諸証明は、授業科目名及び認定単位数を表記する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号

令和 年度 期 特別学修履修願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

所属学科.....

学籍番号.....

氏 名.....

下記のとおり他高専・大学等の授業科目（特別学修）を履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

授業区分	授業科目名	単位数	担当教員	曜・限	開設大学・高専 学科・学年
					大学 学部 ----- 高等専門学校 ----- 学科 年
					大学 学部 ----- 高等専門学校 ----- 学科 年
					大学 学部 ----- 高等専門学校 ----- 学科 年

学科主任	担任教員
------	------

別記様式第2号

特別学修単位認定申請書

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

所属学科 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり他大学等において単位を取得しましたので報告します。

記

授業区分	授業科目名	単位	高専・大学等名称	認定時期	評価	備考